

熱中症警戒アラートの全国展開を受けて

〈学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き〉

環境省と文部科学省は、教育委員会等の学校設置者等が作成する熱中症対策に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、初めて「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を作成した。今回の中央情勢報告では、特に「第4章」「第5章」「第6章」「第7章」を中心に上げる。

手引きの概要（全日教連による抜粋、要約）

(1) 「第4章」より

▶ 熱中症警戒アラートとは

熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、環境省・気象庁で新たに暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報提供のこと（前日の17時頃、当日5時頃に発表）

▶ 熱中症警戒アラート発表時の対応及び対応者の検討

熱中症警戒アラートが発表された場合の具体的な対応や、校長不在時の対応者等をあらかじめ検討しておくことが重要（当日の状況が予測と異なる場合もあり、体育の授業、運動会等の行事を予定どおりに開催するか中止にするか、内容を変更して実施するかを判断）

(2) 「第5章」より

▶ 事前の対応

- ・ 全教職員で熱中症とその予防について共通理解
- ・ 児童生徒等が自ら熱中症の危険を予測し、安全確保の行動をとることができるように指導
- ・ 近年の最高気温の変化や熱中症発生状況等を確認し、地域の実情に応じた対策を検討
- ・ 気兼ねなく体調不良を言い出せる、相互に体調を気遣える環境・文化を醸成
- ・ 熱中症予防に係る日々の情報収集の手段と全教職員への伝達方法を整備
- ・ 既存の指標を参考に、運動や各種行事の指針を予め設定
- ・ 暑さ指数（WBGT）の測定場所、測定タイミング、記録及び関係する教職員への伝達体制を整備
- ・ 熱中症警戒アラート発表時の対応も含め、設定した指針に基づき、日々、運動や各種行事での対策を決定・指示する体制を整備
- ・ 熱中症対策に係る保護者の理解醸成のため、熱中症対策を保護者とも共有

▶ 熱中症予防の体制整備のポイント

情報収集 発信方法

- ・ 熱中症警戒アラート等の情報収集及び伝達方法等の整備
- ・ 暑さ指数（WBGT※1）の測定タイミング、測定場所等の整備

行事の中止 延期の判断

- ・ 既存の指針を参考にした、WBGTに応じた運動や各種行事の指針設定
- ・ 運動や各種行事の中止、延期の判断フローの策定

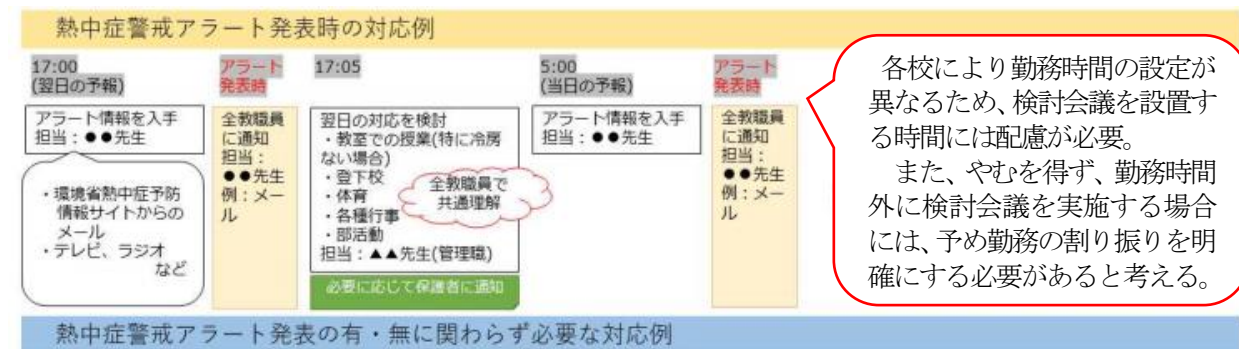
体制構築後 の検討

- ・ WBGTに基づく運動等の指針に関する保護者への事前説明
- ・ 熱中症予防体制の見直し

※1 … 熱中症の危険度を判断する環境条件の指標に暑さ指数のことで、活動場所、時間毎に測定することが大切とされている

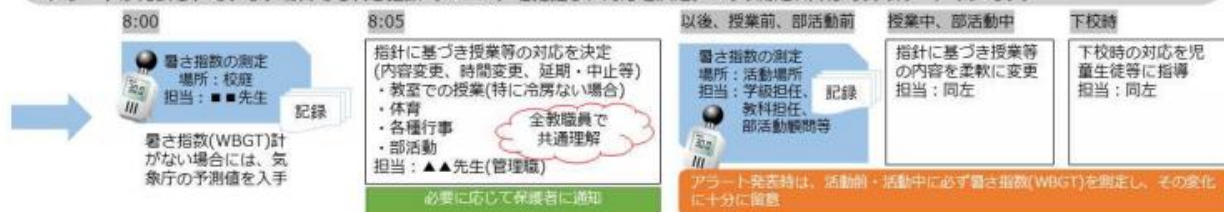
▶ 熱中症警戒アラート発表時の対応例

地域や各学校の実情に応じて熱中症警戒アラートへの対応方法を調整



熱中症予防の基本

アラートが発表されていない場合でも暑さ指数(WBGT)を把握し、対応を決定。8時の測定以降は毎日のルーティンです。



(3) 「第6章」より

▶ 熱中症発生時の対応

緊急事態に迅速かつ的確に応急処置を講じるため、次の①～④について学校の体制を確立する必要

- ① 熱中症発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示
- ② 緊急時に連絡する消防署、医療機関、校内(管理職・養護教諭・学年主任等)及び関係諸機関等の所在地及び電話番号等を掲示
- ③ 救命処置(心肺蘇生とAEDの使用)や応急手当等に関する講習の実施
- ④ 救急搬送の必要な傷病者が出た場合に備え、各種行事前に現地消防組織、近隣医療機関と連携

※ 体制整備の好例が、以下の教育委員会から熱中症予防ガイドラインとしてホームページで公開されている。
市原市教育委員会、神奈川県教育委員会、島根県教育委員会、浜松市教育委員会、四日市市教育委員会

(4) 「第7章」より

▶ 熱中症による事故事例からの教訓

- 教訓① : 熱中症を引き起こす3要因(環境・からだ・行動)が関わりあうと熱中症は起こる！
 教訓② : それほど気温が高くなくても湿度が高い日は注意！
 教訓③ : 激しい運動ではなくても、暑さ指数が高い日、特に小学校低学年では注意！

学校での熱中症による事故事例は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが公表している「学校安全Web 学校事故事例検索データベース」、「熱中症を予防しよう - 知って防ごう熱中症 -」、「体育活動における熱中症予防調査研究報告書」、文部科学省が公表している「『学校事故対応に関する指針に基づく』詳細調査報告書の横断整理」等でも紹介されている。

※ 本資料についての詳細は、右のQRコードまたは下のURLから御覧いただけます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm



独立行政法人日本スポーツ振興センターの調査によると、令和2年度には学校の管理下において3,000件を超える熱中症事故が発生している。児童生徒等の命や健康を守るためには、熱中症警戒アラートを始めとする情報を有効に活用し、熱中症対策を進めていかなければならない。

今後、本手引きに示された内容を実行可能なものにするためには、勤務時間の設定や部活動の在り方等についても併せて検討を進めていく必要がある。各校において熱中症対策を行う中で課題等があれば、単位団体に情報を提供してもらいたい。全日教連も単位団体から寄せられた現場の声を国にしっかりと伝えていく。